

## 貨幣の呪力について

20190127 森明彦

はじめに

- 新谷尚紀：◆貨幣はケ・ガ・レているケ・ガ・レとは罪・穢・禍・災・糞尿・血・病など、悪しきことすべてを含む概念  
◆貨幣はケガレの吸引装置であり、ケガレ(死)が詰まっている。  
◆賽銭として投げることで、神は銭も身体をも浄化してくれる
- 柴原永遠男：◆貨幣はケガレた存在であり、様々な契機で手放すことはケガレの除去を意味する。  
◆日本古代社会では、銭と糞尿はフロイトのというような置換しうる

一、神と穢

【神祇令散齋条（史料Ⅰ）】

- ・律令国家は祭の前後の期間に祭に携わるものが弔問・見舞い・死刑判決答打ち・音楽・肉食そして穢悪の事に預かることを禁じている。
- ・穢悪の事→不浄のものであり鬼神の悪むところ、と公的注釈書は注釈している。

【祈年祭における正の贈与の構造（史料Ⅱ）】

- ①御年神から種粃を依さず
- ②天皇、宇豆乃幣帛を捧げる
- ③御年神、年(みのり)をもたらす
- ④天皇、新嘗祭にて初穂を捧げて神を饗応する

【正の贈与から負の贈与への反転】

- ②天皇、穢悪のものを神に捧げる
- ③神、憎しみを覚えて災厄・凶作にて返礼

【祭祀と穢】

- ・律令国家は神に穢悪のことを示さぬよう細心の注意を払う（史料Ⅲ）

【銭貨と穢】

- ・律令国家の祭祀の中には、銭貨を用いるものがある（史料Ⅳ）  
→神の怒りを考えると、銭貨が穢れたものではありえない
- ・銭櫃の足と観音の足についた馬糞（史料Ⅴ）  
→観音が糞尿と置換しうるとはありえない。

二、貨幣の呪力とは

【銭神論の貨幣観（史料Ⅵ）】

- ・足なくして走り、翼なくして飛ぶ→交換手段たる支払手段
- ・和同開珎の和同  
雑律売買固条（史料Ⅶ）の和同採用方針の決定→和銅改元による祝賀決定→和銅を祥瑞として強弁（この逆の順で決行）

おわりに

【行基と銭貨】

- ・無文銀銭。富本銭・和同開珎の時代
- ・四十九院の知識と大仏知識（史料Ⅷ）

# I、神祇令散齋条・同条令集解

凡そ散齋の内には、諸司の事理めむこと旧の如く。喪を弔ひ、病を問ひ、完食むこと得じ。亦刑殺判らず、罪人を決罰せず、音楽作さず、穢惡の事に預らず。致齋には、唯し祀の事の為に行ふこと得む。自余は悉くに断めよ。其れ致齋の前後をば、兼ねて散齋と為よ。

## ・不預穢惡之事

謂穢惡者、不淨之物。鬼神所惡也。釋云穢惡之事、謂神之所惡耳。假如、祓詞所謂上烝下淫之類。穴云穢惡者如令釋也。或余惡謂佛法等並同者、世俗議也。非文所制也。古記云問穢惡何答。生產婦女不見之類。跡云穢惡謂依穢而所惡心耳。延曆廿年五月十四日官符云。定准犯科放例事。一大祓料物廿八種。今除二祓。下條亦同。馬一匹。大刀二口。弓二

## II、延喜式に祝詞祈年祭

### 3 祈年の祭

集わり侍る神主・祝部ら、諸聞き食えよと宣う。神主・祝部ら、ともに稱唯せよ。余の宣うというも、これに准えよ。

高天の原に神留り坐す皇が睦神漏伎命・神漏弥命を以ちて、天つ社国つ社と稱え辭竟え奉る皇神たちの前に白さく、今年の二月に御年初め賜わむとして、皇御孫の命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登りに稱え辭竟え奉らくと宣う。

御年の皇神たちの前に白さく、皇神たちの依さし奉らむ奥つ御年を、手肱に水沫画き垂り、向股に泥画き寄せて、取り作らむ奥つ御年を、八束穂のいかし穂に、皇神たちの依さし奉らば、初穂をば千穎八百穎に奉り置きて、甌のへ高知り、甌の腹満

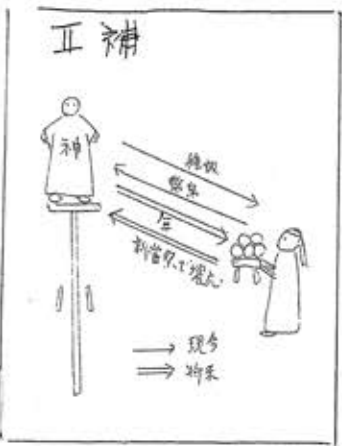
て双べて、汁にも穎にも稱え辭竟え奉らむ。大野の原に生うる物は甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰭の広物・鰭の狭物、奥つ藻葉・辺つ藻葉に至るまでに、御服は明妙・照妙・和妙・和妙・荒妙に稱え辭竟え奉らむ。御年の皇神の前に、白き馬・白き猪・白き鶏、種々の色の物を備え奉りて、皇御孫の命の宇豆の幣帛を稱え辭竟え奉らくと宣う。

(中略)

辭別きて、忌部の弱肩に太だすき取り掛けて、持ちゆまはり仕え奉れる幣帛を、神主・祝部ら受け賜わりて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣う。

## III、神祇令供祭祀条

凡そ祭祀に供せむ幣帛、飲食、及び菓実の属は、所司の長官、親自ら檢校せよ。必ず精しく細しからしめよ。穢雜せしむること勿れ。



IV 日蓮聖人の四時祭上菴神祭

\* 菴ならびに韓神三座の祭（菴一座、韓神二座）

五色の帛各八尺、夾纈の帛・紫の帛・紫の纈の帛・緋の帛・浅緑の帛・赤練の帛各四尺、帛二丈、練糸二両、細布四丈、商布二段、安芸の木綿一斤、凡木綿八斤、銭一貫文、鈴四口、五色の玉一百枚、紙三十張、米二斗、糯米二斗、大豆・小豆各五升、酒一斗二升、油二升、橘子一百八十顆、筥二合、荒筥八合、食薦四枚、瓮・塙各十口、椀四口、瓶六口、杯四十口、酒台六具、盤四口、匏四柄、柏九十把、炭四籠、薪二担半、置竈四枚（已上は神祭の料）、五色の帛各三尺（朝の神楽の料）、五色の帛各一丈二尺、繩一疋、縹の帛四尺、糸二絢八両、綿二屯、五色の薄繩各二丈、調布一端、洗布二丈、商布四段、凡木綿四斤、麻二斤、紙三十張、色紙三十張、銭八百文、鍬四口、稻八束（神祇官の充つるところ）、

V 日本霊異記 中巻

極めて窮しき女千手観音の像を憑敬ひ福の分を願ひて大なる富を得る縁 第四十二

海使表女は、諾桑の左京の九条二坊の人なり。九の子を産生みて、極めて窮しきこと比無く、生活くこと能はず。穂積寺に向でて千手の像に福の分を願ふ。一年満たず。大炊天皇の世の天平宝字七年癸卯の冬十月の十日に、慮はずより外に敢に其の妹来り、皮櫃を以ちて姉に寄せて往く。脚に馬の屎染む。曰はく「我れ今来らむとするが故に、是の物を置くなり」といふ。待てども来らず。故に往きて弟を問ふ。弟答へていはく「知らず」といふ。爰に心の内に思ひ怪び、櫃を開きて見れば、銭百貫有り。常の如く花と香と油とを買ひて、擎げて千手の前に往きて其の足を見れば馬の屎著けり。爾うしてすなはち疑ひ思はく「菩薩の銭を呪へるか」とおもふ。三年を過ぎて、千手院に収めたる修理分の銭百貫無しと聆く。因りて皮櫃は彼の寺の銭なりと知る。菴に委る、是の銭は観音の賜ふ所なり、と。贊に曰はく「善きかな、海使氏の長いたる母、朝に飢ゑたる子を視て血の涙を流泣き、夕に香と燈とを焼きて観音の徳を願ふ。応へて銭家に入りて貧窮の愁を滅し、感へて聖福を留めて大に富める泉を流ふ。児を養はむとして徳に飽き、衣発きて晰に委る、子を慈びて祐を来らしめ、香を買はむとして価を得たり」といふ。涅槃経に説きたまふが如し「母、子を慈び、因りて自づから梵天に生る」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れ奇異しき事なり。

VI. 日錢神論 中目南代新報

(1)昔神農氏没、黃帝堯舜、教民農桑、以幣帛為本、上智先學、變通之、(2)乃掘銅山、俯視仰觀、鑄而為錢、(3)故使內方象地、外圓象天、錢之為體、有乾有坤、(4)其積如山、其流如川、(5)動靜有時、行藏有節、(6)市井便易、(7)不患耗折、難朽象壽、不匱象道、故能長久、(8)為世神寶、親愛如兒、字曰孔方、(9)失之則貧弱、得之則富強、(10)無翼而飛、無足而走、  
 ここでは錢について以下のような性質、呪力をあげている。

- (1)幣帛に代わるものである。
- (2)銅山から銅鉱石を掘り出して鑄造したものである。
- (3)錢貨の内方は地を象り、外円は天を象つたものであり、乾坤を有している。
- (4)山のように貯蓄ができ、川のように流通している。
- (5)收藏や放出は時を選ぶ。
- (6)市場での交換にすこぶる便利である。
- (7)破損や腐朽することがなく、長く用いることができる。
- (8)人々は神宝と捉え、大切にしている。
- (9)貧弱か富強かは、これを持たぬか持つかで決まる。
- (10)それゆえ、翼無くして飛び、足無くして走る。

VII. 雜律不和較固条 (一)が日本律逸文

諸売買不和、而較固取者、較、謂專略其利、固、謂障固其市、乃更出開閉、共限一価、謂売物以賤為貴、買物以貴為賤。

疏議曰、売物及買物人、兩不和同、而較固取者、謂強執其市、不許外人買。故注云、較、謂專略其利。固、謂障固其市、及更出開閉、謂販鬻之徒、共為姦計、自売物者、以賤為貴、買人物者、以貴為賤、更出開閉之言。其物共限一価、望使前人迷謬、以將入己。(後略)

VIII. 東大寺要録 造寺材木知識記

造寺材木知識記

材木知識五萬一千五百九十人  
 役夫一百六十六萬五千七十一人  
 金知識人卅七萬二千七十五人  
 役夫五十一萬四千九百二人  
 奉加財物一人

利波志留志米五千斛

河俣人鷹錢二千貫

物部子嶋錢一千貫  
車十二兩牛六頭

甲賀真東錢二千貫

少田根成錢一千貫車一兩  
整二百柄

陽侯真身錢一千貫  
牛一頭

田邊廣濱錢一千貫

板茂真釣錢一千貫

柴部伊波商布二萬端

夜國鷹 稻十萬東屋十間倉五十三間  
栗林二丁 家地三町

自余少財不錄之